

みんなのけんぽ

令和2年10月 No.15 秋号

ご家族でご覧ください

CONTENTS

P.2 令和元年度決算のお知らせ

P.3 インフルエンザ予防接種費用一部補助のお知らせ

P.4 マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります



地域医療振興協会健康保険組合
(JADEC COM けんぽ)

令和元年度 決算のお知らせ

令和2年7月22日開催の組合会において、令和元年度の決算が承認されましたのでご報告いたします。

令和元年度収支は名目上黒字でしたが、前年度からの繰越金や国からの補助金があれば赤字となる苦しい状況でありました。その主要因としては、保険給付費および健保組合の義務的経費となっている高齢者医療制度等への納付金の負担が大きく増えたことが挙げられます。

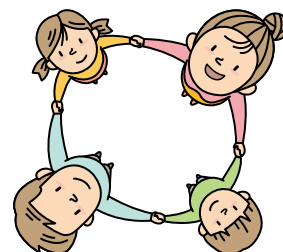
今後は、後期高齢者が急増する「2022年危機」に加え、新型コロナウイルス感染症による景気の減退が、健保組合へどれほど影響を及ぼすか予想ができない状況になっています。

加入者の皆さまには、感染症予防対策に努めていただくとともに、ジェネリック医薬品の活用など医療費の適正な使用による健保財源の有効活用に引き続きご協力をお願いいたします。

■加入者数等

	被保険者		被扶養者	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
男 性	2,941人	41.28歳	2,358人	13.12歳
女 性	7,389人	39.89歳	3,207人	22.76歳
合 計	10,330人	40.29歳	5,565人	18.68歳

(令和2年3月末現在)

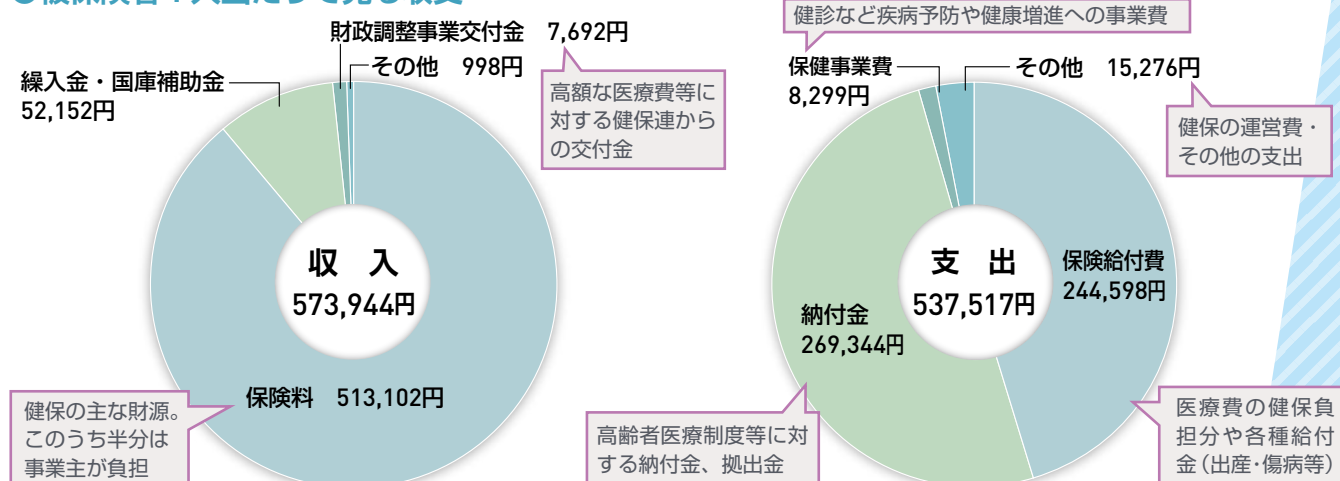


一 般 勘 定

収入	
健康保険料	5,265,128千円
調整保険料	74,718千円
繰越金	400,000千円
国庫補助金	142,746千円
財政調整事業交付金	80,049千円
その他	10,393千円
合計	5,973,034千円

支出	
保険給付費	2,545,532千円
納付金	2,803,064千円
保健事業費	86,363千円
財政調整事業拠出金	74,639千円
事務費	81,068千円
その他	3,269千円
合計	5,593,935千円

●被保険者1人当たりで見ると



介 護 勘 定

収入	
介護保険料	468,364千円
その他(繰越金等)	24,688千円
合計	493,052千円

支出	
納付金	490,727千円
その他	17千円
合計	490,744千円

インフルエンザ予防接種費用 一部補助のお知らせ

毎年流行するインフルエンザは、予防接種を受けることで、
発症する可能性を低減させる効果と、
発症した場合の重症化防止に有効といわれています。
早めに接種を受けてインフルエンザに備えましょう。



補助対象 予防接種の当日に、JADECOMけんぽの被保険者または被扶養者の資格がある方

補助対象期間 令和2年10月1日～令和3年1月末日

補助額

■個別接種

最寄りの医療機関にて、
個人で申込みをして受ける場合

JADECOM施設で受ける場合

被保険者
(任意継続除く)

2,500円

被保険者(任意継続)
被扶養者

2,500円

JADECOM施設以外で受ける場合

補助対象外

1,250円

※接種回数にかかわらず、1人1年度内に上記金額を上限とした実費相当額

■集団接種

集団接種（事業所が日時等を定めて、希望者を募り実施）の場合は、事業所が補助金の申請を行うので、個人での申請は必要ありません。日時等については、各事業所に確認してください。

申請手続き

申請書と予防接種にかかる支払領収書（**原本**）を、被保険者の所属する事業所（任意継続加入者については、直接JADECOMけんぽ）に提出してください。

申請書は、JADECOMけんぽホームページよりダウンロードできます。

注意

支払領収書には、次の項目の記載が必要です。

- ①接種を受けた方の氏名（フルネーム）
- ②接種年月日
- ③予防接種の内容
(インフルエンザ予防接種であることが分かるように明記してあること〈例「インフルエンザ予防接種代」〉)
- ④領収金額
(他の項目と一緒にの場合はインフルエンザ予防接種の金額が分かること)
- ⑤医療機関名と領収印

支払領収書の例

領 収 書	
① 〇〇 〇〇様	② 〇年〇月〇日
④ ¥2,500	
③ 但、インフルエンザ予防接種代として 領収いたしました	
東京都〇〇区〇〇 1-1-1 ⑤ けんぽ診療所 医院長 地域 太郎 印	

- 足りない項目がある場合は、診療費明細書や接種済証など必要事項が確認できる書類を医療機関に発行してもらい、支払領収書と一緒に提出してください。
- 原則として、一旦ご提出いただいた支払領収書等は返却できません。

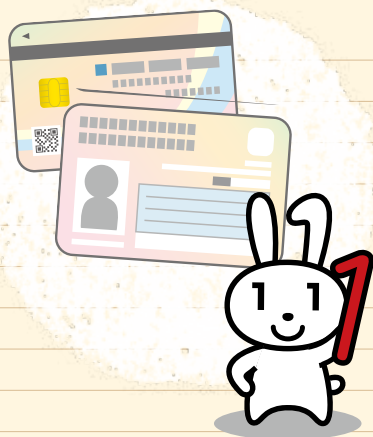
申請締め切り

令和3年2月末日（JADECOMけんぽ必着）

補助金は、原則として、JADECOMけんぽに申請書類が届いた日の翌月に支給されます。

令和 **3** 年 **3** 月(予定) から

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります



身分証明書やオンラインによる行政手続きなどさまざまなサービスに利用できるマイナンバーカード。令和3年3月（予定）からは、健康保険証として利用できるようになります。

▶ 窓口でカードをかざすだけ

受診の際に、医療機関の窓口で設置されたカードリーダーにマイナンバーカードをかざして、本人確認が済めば、健康保険証を提示したときと同じく給付が受けられます。

※カードリーダー未設置の医療機関では健康保険証の提示が必要です。



マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

健康保険証として ずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



窓口への 書類の持参が不要に！

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証などの書類の持参が不要になります。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

医療費控除も カードで便利に！

マイナポータルを活用して、自身の医療費情報を確認できるようになります（令和3年秋頃予定）。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

▶ 利用には事前の登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルで事前に登録が必要です。今後、登録受付が可能になると、マイナポータルのトップページにその旨掲載されます。

マイナポータル

検索

Check Point

マイナンバーを見られても大丈夫？

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ＩＣチップの中の電子証明書を使うため、窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。また、他の人がマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

個人情報は大丈夫？

受診歴や薬剤情報などの個人情報がＩＣチップに記録されることはありません。

今後はマイナンバーカードがないと 受診できないの？

従来の健康保険証でも受診できます。